

公印規程

第1条 認定特定非営利活動法人富士山クラブ（以下「この法人」という。）の公印の作成、保管、使用その他公印の取扱に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 公印の種類は、理事長印、理事長角印であり、その管理者は事務局長とする。

第3条 公印を新調、改刻、又は廃止するときは、理事長若しくは事務局長の承認を受けなければならない。

第4条 公印は、文書管理規程の規定に従い決裁を受けた文書又は証拠書類に限り、事務局長又は事務局長が指定した職員が捺印するものとする。

- 2 公印を捺印するときは、公印使用簿に使用年月日その他必要事項を記入し、その用途を明確にしておかなければならない。

第5条 管理者はその管理する公印について事故が発生した時は、ただちに理事長に報告しなければならない。

第6条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

改正 令和2年10月5日